平成２２年（フ）第２５号
滋賀県長浜市新庄寺町167番地１　新庄寺団地１－４
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
滋賀県長浜市法楽寺町30番地34
債務者　水野　彰子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
岡山県倉敷市連島中央４丁目４番26―307号　陽南コーポ
債務者　三宅　孝樹
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
熊本市楠３丁目１番５―604号
債務者　平田　義人
1　決定年月日時　平成22年５月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４号
北海道網走市駒場南８丁目８番23号
債務者　本宿　　順（旧姓大高）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
北海道斜里郡斜里町ウトロ香川37番地　ホテル知床寮Ｊ棟１階５号
債務者　安達　良太
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
群馬県沼田市西原新町1498番地１
債務者　後藤　知幸
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３１１号
埼玉県富士見市大字水子1835番地　伊藤荘206
債務者　中川由紀夫
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３１２号
埼玉県富士見市大字水子1835番地　伊藤荘206
債務者　中川　照子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３３４号
埼玉県所沢市大字上安松774番地　コーポヤスダ201
債務者　藤田和寿子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４０号
埼玉県川越市的場北２丁目14番地３　ジュネス栗原202号室
債務者　久下　雅代（旧姓勝田）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６０号
埼玉県川越市大字今福2851番地60
債務者　神田　勝則
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３６３号
埼玉県所沢市狭山ヶ丘２丁目622番地の10
債務者　豊田　光雄
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７９号
愛知県岩倉市曽野町東野22番地
債務者　山口加代子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１３５号
横浜市港北区大倉山５丁目９番１―506号、申立時の住所堺市北区東上野芝町２丁468番地１　エンゼルハイム上野芝505号
債務者　伊藤　　武
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
堺市南区高倉台１丁３番５―906号
債務者　堤　　昌紀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
堺市北区新堀町２丁106番地５
債務者　横山　和美
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
大阪府羽曳野市西浦４丁目165番地の14
債務者　宝来　友紀
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係